診療報酬改定の結果検証に関わる主な調査について

	調査の概要・特徴	調査方法	実施・公表時期等
中医協・検証部会特別調査	・診療報酬改定により新設・改正された項目のうち 主なものについて、当該改正等が医療機関や患者 等の行動や意識の変化等に与えた影響等を中心に 調査。 ・医療機関等や患者の行動・意識の変化の傾向を見 ることはできるが、個々の診療行為の動向や改定 が医療機関等の経営に与えた影響等を見るもので はない。	・調査テーマについては中医協において決定。 ・医療機関等へのアンケート調査方式(抽出調査)で実施。	 ・2カ年度に分け、各年度5~6本の調査を実施。 (平成20年度改定時の実績) ・20年度調査 調査 20年10月~21年1月 報告 21年3月~4月 ・21年度調査 調査 21年6月~8月 報告 21年11月(速報)
医療費の動向調査	・制度別、医療機関種類別の医療費(点数)、件数、 受診日数を調査・分析。 ・調剤レセプト(電算処理されていないものを除く) については、個々の調剤行為・薬剤の使用状況等に ついても調査・分析。 ・医療費全体の動向を見ることはできるが、医科及び 歯科については、個々の診療行為等は分からない。	・審査支払機関からレセプト(全数)の診療実日数・ 点数等の提供を受けて実施。 ・調剤レセプト(電算処理されていないものを除く全 数)については更に個人情報を除く全データの提供 を受けて実施。	・毎月実施。月次データと年度データを公表 月次調査は診療月の3~4ヶ月後に公表。 年度調査は翌年度の7月頃に公表。
社会医療診療行為別調査	・診療(調剤) 行為別点数の算定状況(件数、回数、 点数など)、薬剤の使用状況等について調査。 ・個々の診療行為の動向を見ることはできるが、医療 機関等の経営への影響等を見るものではない。	・審査支払機関のレセプトデータを集計(抽出調査) (電子化請求の進展に伴い精度は高まる見込み)	・毎年実施。 毎年6月審査分について調査し、翌年の6月頃に 公表。
施設基準等の届出状況調査	・診療報酬算定に当たり、施設基準に適合しているものとして保険医療機関等から地方厚生局長への届出が必要な事項について届出状況を集計。	・地方厚生局に届出されたデータについて、集計。(全数調査)	・毎年実施。 7月1日現在の届出状況について主なものを翌 年4月頃に公表。
医療経済実態調査 (医療機関等調査、保険者調査)	 ・医療機関等調査 保険医療機関及び保険薬局の経営実態(収支状況等)について、設立主体別、機能別、診療科別等に調査・集計。 ・保険者調査 医療保険者の決算状況、保有する土地・保養所等について調査 ・医療機関等調査については、サンプル数の確保等が課題。 	・医療機関等調査 医療機関等へのアンケート調査方式 (抽出調査) ・保険者調査 決算状況については保険者 (全数) の決算報告等 を基に集計。保有する土地・保養所等については、 健保組合・共済組合 (全数) に調査票を配布して 調査。	 ・隔年実施。(改定の翌年度に実施) 改定の翌年度の6月に調査を実施し、10月頃に中医協に報告。 ・医療機関等調査 改定の翌年度の6月の状況を調査。 (平成21年度調査では、直近年度の収支も調査) ・保険者調査 決算状況については直近年度、保有する土地・保養所等については直近年度末の状況を調査。